



子ども・子育て支援新制度に関する
事業者説明会

■3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

■主なポイント

①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

※幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

※認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

④基礎自治体（市町村）が実施主体

※市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

※国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤社会全体による費用負担

※消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げによる確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

⑥政府の推進体制

※制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦子ども・子育て会議の設置

⑧施行時期

※消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度に新制度の施行を予定

子ども・子育て支援法

～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み～

施設型給付

認定こども園0～5歳

幼保連携型

※幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の
実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢

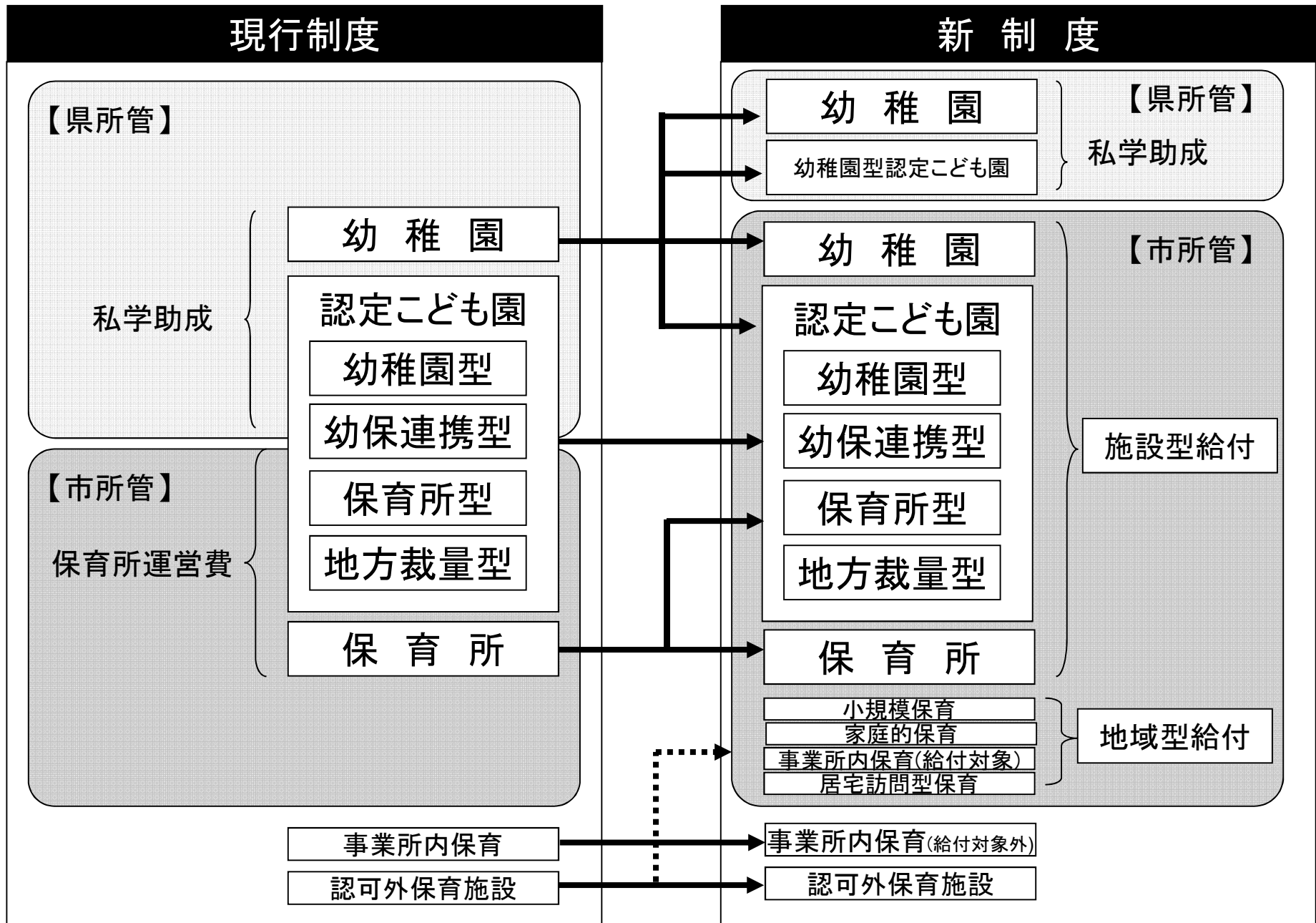
		位置付け・役割	施設の認可・指導監督等 (認可) (確認)		財政措置	選考・保育料等の取扱い
新 制 度	「施設型給付」を受け る認定こども園 (幼保連携型) (幼稚園型)	○学校教育と保育を 提供する機関 (幼保連携型) :学校と児童福祉施設 の位置付け (幼稚園型) :保育機能を認定 ○市町村計画で把握 された「教育・保育 ニーズ」に対応	○幼保連携型 都道府県・指定都 市・中核市が、認 可・指導監督 ○幼稚園型 都道府県が認可・ 指導監督	○幼保連携型・幼 稚園型共通 「給付の支給対象 施設」として、市町 村が確認・指導監 督	○「保育の必要性」 の認定を受けた利 用者 :「保育時間」に対応 する「施設型給付」 ※2 ○その他の利用者 :「標準時間」に対応 する「施設型給付」 ※2 ○私学助成 (特別補助等)※3	○ <u>応諾義務</u> *「正当な理 由」がある場合 を除く ○利用者負担 は応能負担 *一定要件の 下で上乗せ徴 収可
	「施設型給付」を受け る幼稚園	○学校教育を提供す る機関 ○市町村計画で把握 された「教育ニーズ」に 対応	○都道府県が認 可・指導監督	○「給付の支給対 象施設」として、市 町村が確認・指導 監督	○「標準時間」に対 応する「施設型給 付」※2 ○私学助成 (特別補助等)※3	
現 行 ど お り	「施設型給付」を受 けない幼稚園※1	○学校教育を提供す る機関	○都道府県が認 可・指導監督		○私学助成(一般補 助・特別補助) ○幼稚園就園奨励 費	○建学の精神 に基づく選考 ○利用者負担 は設置者が設 定

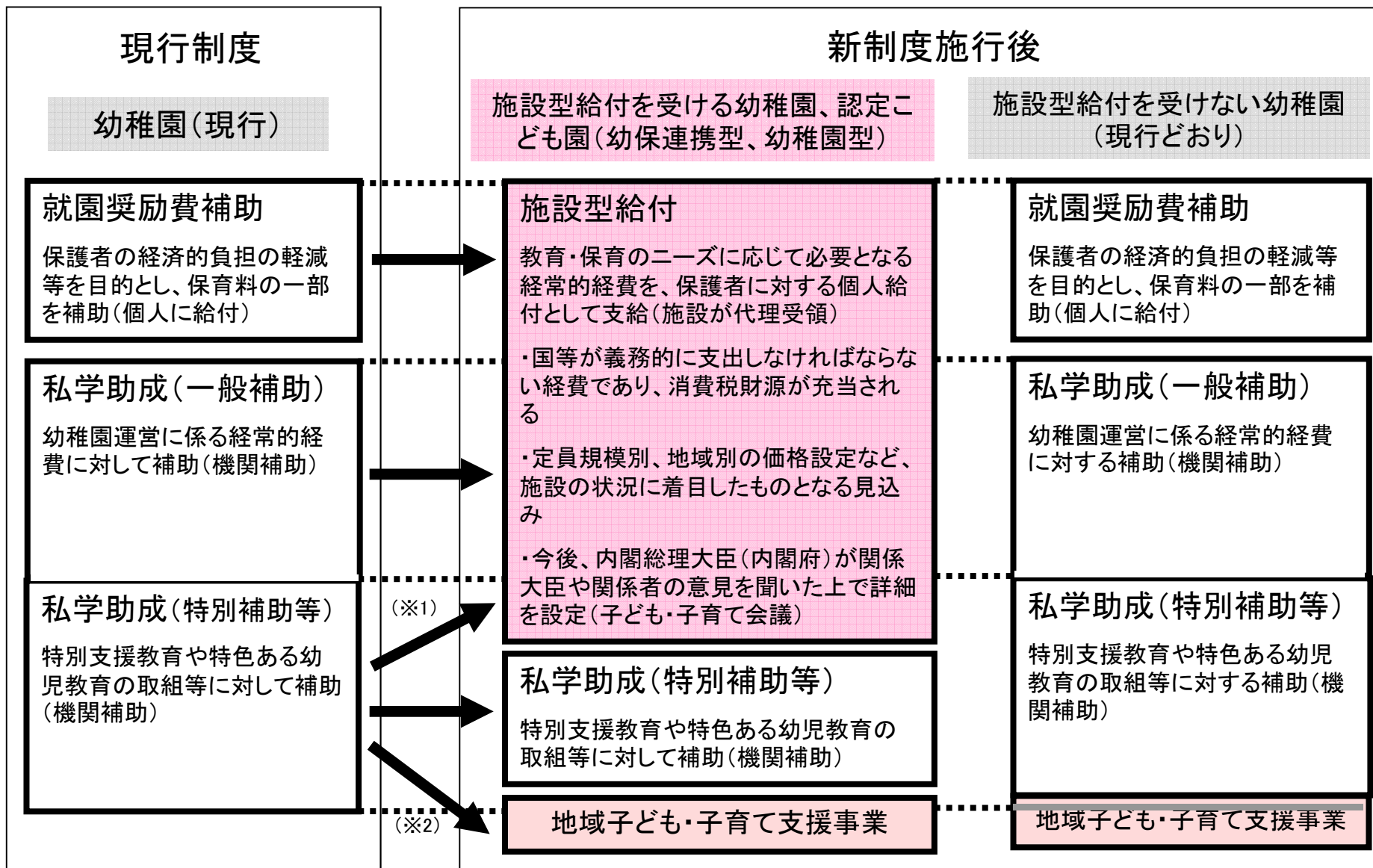
※1 現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされる。

※2 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

※3 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を予定。

現行制度から新制度への移行について





※1 現行制度において「預かり保育」は私学助成(特別保育)を受けて実施しているが、新制度において、認定こども園が市町村から「保育の必要性」の認定を受けた子どもを保育する場合、標準的な教育時間の経費を含む施設型給付を受けることができる。

※2 現行制度において私学助成(特別保育)を受けて実施している事業の一部は、市町村の委託を受けて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に移行

公定価格について

- 施設型給付費(認定こども園、幼稚園、保育所共通の給付費)
 - 地域型給付費(小規模保育、事業所内保育、家庭的保育等の給付費)
- を創設

市町村の確認を
受けた施設等

財政的な支援を保障

基本構造

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

【イメージ】

＜公定価格の基本的な仕組み＞

施設型給付費
地域型給付費
(公費で負担)
＝法定代理受領

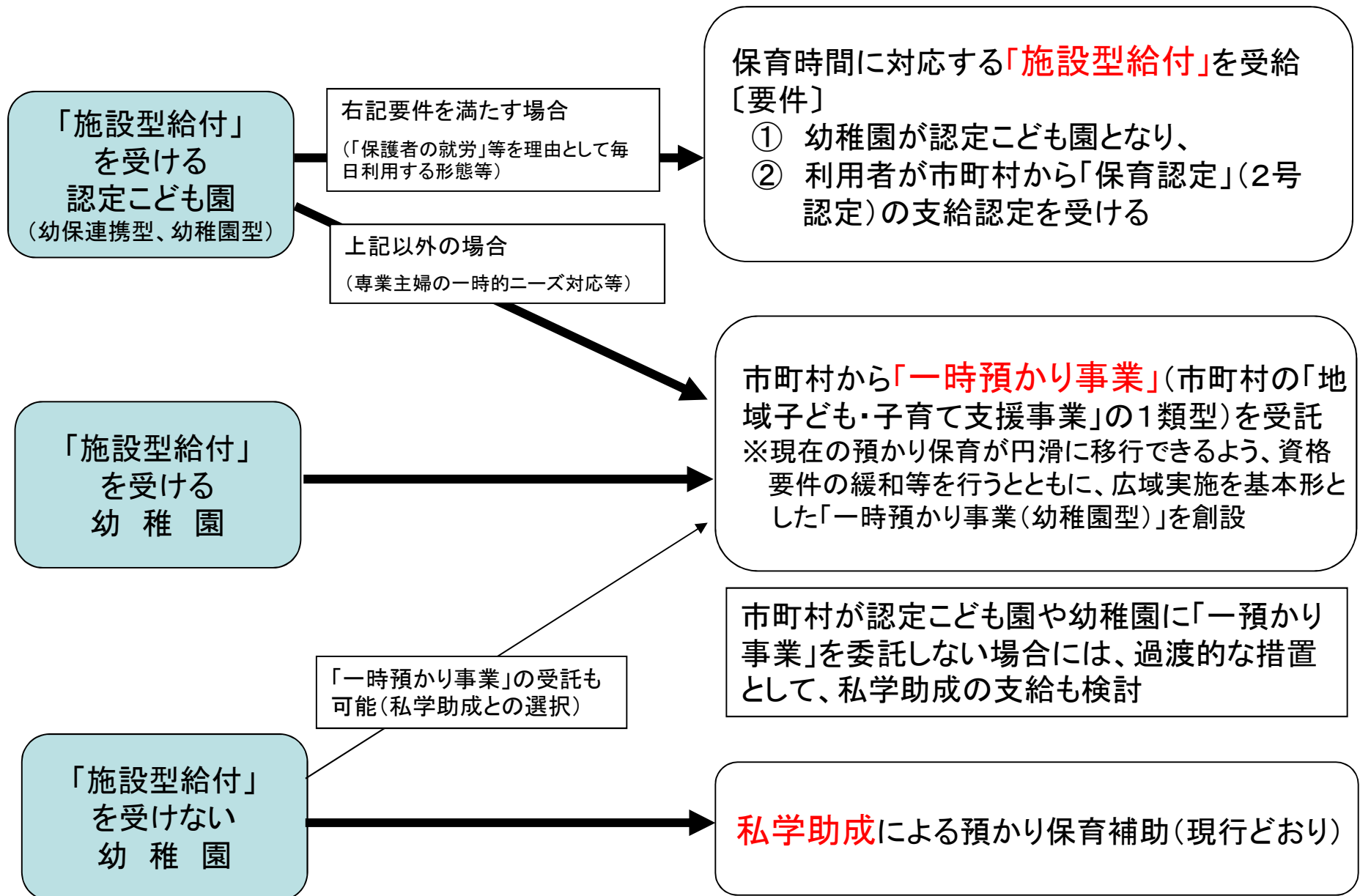
利用者負担額
(各施設で徴収)

公定
価格

- 教育・保育の提供に係る人件費、管理費、事業費等を積算したものを「公定価格」という。
- 児童の認定区分(1号・2号・3号)、年齢、定員、地域等によって各児童の公定価格単価が異なる。
- 公定価格から利用者負担額を差し引いた給付費を市町村へ請求し、受領する。(法定代理受領)

※保育所についてのみ、利用者負担額を市町村が徴収し、公定価格を委託費として受領する仕組みが残る

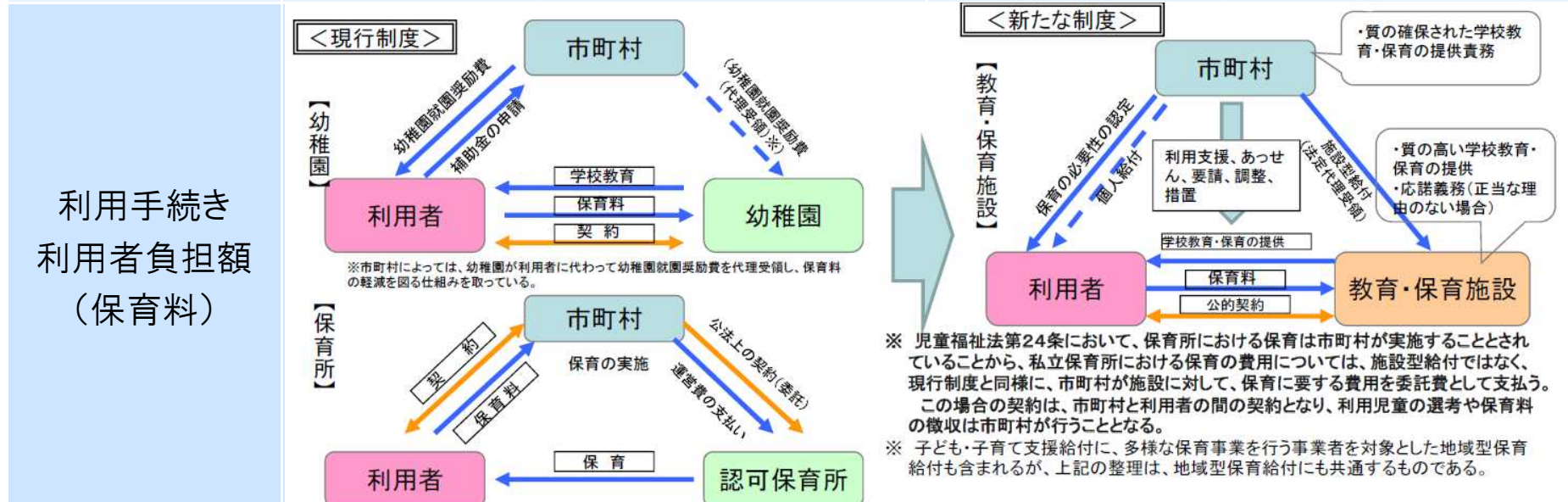
幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

新制度における利用者負担(保育料)と利用手続き

区分	保育を必要とする		保育を必要としない	
3歳未満児	3号認定	保育標準時間利用	—	
		保育短時間利用		
3歳以上児 (小学校就学前まで)	2号認定	保育標準時間利用	1号認定 (教育のみ)	教育標準時間利用
		保育短時間利用		



利用者負担のイメージ 3-1

■ 教育標準時間認定を受けた子ども(1号認定) (月額)

- ・現行の利用者負担の水準を基本。
- ・現行の保育料は、実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

階層区分	推定年収	私立の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700円



階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※ ②~⑤: 第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※ 保育料は私立の単価

※ ①~⑤: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

利用者負担のイメージ 3-2

■ 保育認定を受けた子ども(2号認定) 満3歳以上(月額)

・保育標準時間認定子どもは現行の利用者負担の水準を基本(ただし、一定階層については一律負担)、
保育短時間認定子どもは保育標準時間認定子どもの約98.3%(▲1.7%)を基本に設定

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準	利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	—	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	~256万円未満	6,000円	6,000円	6,000円
③市町村民税 課税世帯	~300万円	16,500円	16,500円	16,300円
④所得税額 40,000円未満	~420万円	27,000円	27,000円	26,600円
⑤所得税額 103,000円未満	~600万円	41,500円	41,500円	40,900円
⑥所得税額 413,000円未満	~880万円	58,000円	58,000円	57,100円
⑦所得税額 734,000円未満	~1,080万円	77,000円	77,000円	75,800円
⑧所得税額 734,000円以上	1,080万円~	101,000円	101,000円	99,400円

- ②~③: 第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯
- ④~⑧: 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※①~⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

利用者負担のイメージ 3-3

■ 保育認定を受けた子ども(3号認定) 満3歳未満(月額)

・保育標準時間認定子どもは現行の利用者負担の水準を基本、保育短時間認定子どもは保育標準時間認定子どもの約98.3%(▲1.7%)を基本に設定する。

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	~256 万円未満	9,000円
③市町村民税 課税世帯	~300 万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	~420 万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	~600 万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	~880 万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	~1,080 万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1,080 万円~	104,000円



階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

②~③: 第1階層及び第4~第8階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

④~⑧: 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の区分が右の区分に該当する世帯

※ ただし、保育単価を限度とする。

※①~⑧: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続き

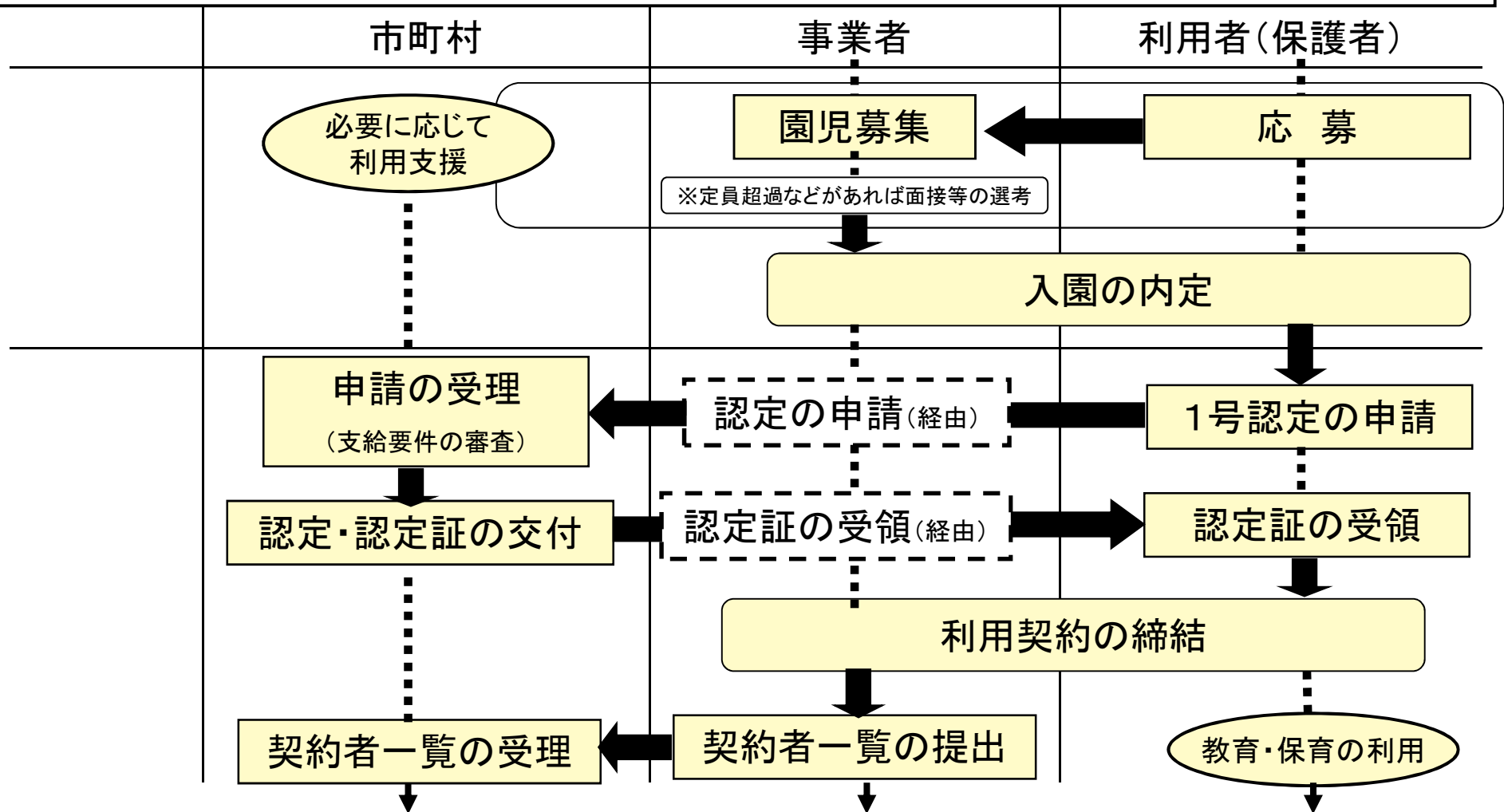
12

○教育標準時間認定(1号認定)については、施設(幼稚園・認定こども園)を利用するに当たって、保護者が市町村に認定申請を行い、支給認定及び支給認定証の交付を受けることが必要になる。

* 保護者の就労状況等の提出・審査は要しない。

* 市町村による利用調整(児童福祉法)の対象ではないが、利用のあっせん(子ども・子育て支援法)の対象。

○市町村・保護者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設を通じて、市町村に認定申請を行い支給認定証の交付を受ける手続きを基本とする方向で検討中。



認可と確認

新制度における「施設型給付」または「地域型保育給付」の支給対象となるためには、「認可」と併せて市町村の「確認」を受ける必要がある。(子ども・子育て支援法第31条、第43条)

- 「認可」の趣旨: 目的に合致した基準を満たしている旨
- 「確認」の趣旨: 支給対象施設・事業である旨

	施設・事業		認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
教育・保育施設	認定 こども園	幼保連携型	認定こども園法	長野市	子ども・子育て支援法	長野市
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	幼稚園部分 : 学校教育法	長野県		
			保育所部分 : 児童福祉法	長野市		
	幼稚園	学校教育法	長野県			
	保育所	児童福祉法	長野市			
地域型 保育事業	小規模保育	児童福祉法	長野市			
	家庭的保育					
	居宅訪問型保育					
	事業所内保育(※)					

(※)事業所内保育が地域型給付対象となるためには、当該事業所従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することが要件のひとつになっています。

1 利用定員

- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする(幼稚園は適用なし)。
- ②利用定員は、認定区分(1号～3号)ごと、3号認定(保育認定・満3歳未満)は0歳と1・2歳に区分して設定する。
- ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。(※以下記載省略)

2 法人格

- 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

3 運営基準の遵守

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていること
- 国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を満たしていること
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う(立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等)。

4 辞退

- 対象施設・事業としての地位(確認)を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

5 情報公表

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定(都道府県が公表)。

6 みなし確認

- 新制度施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出を行う。

7 給付費

- 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等を通じた給付制度が導入され、共通の仕組みで公費対象
- 保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとなる。
- 制度の実施主体は市町村に一本化

子ども・子育て支援新制度のスケジュール

区分		H26年度									H27年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～11月	12～2月	3月	4月
利用者負担額 (保育料)		国において 公定価格の 骨子等検討		国の 仮単価 提示 5/26	本市の利用者負担額 の検討			利用者 負担額 (案) 提示	広報・周知		利用者 負担額 確定
意向確認 確認制度 (みなし確認)			事業者 説明 幼稚園 保育所	意向確認 別段の申し出	施設情報 の提出	利用定 員設定	利用者 向け情 報提供				支給 開始
支給認定 入園申込	幼稚園 (認定子ども園 教育部分)	新規	支給認定申請・入園申込み手続き準備 施設の意向調査・施設型給付等確認				支給認定申請 ・入園申込み 開始(10月20日～ 選考)	入園内定	支給認定証交付	利用契約	入園
		継続					支給認定 申請			継続 入園	
	保育園 (認定子ども園 保育部分)	新規					支給認定申請 ・入園申込み 開始(10月20日～)	支給認定 利用調整 支給認定証交付	利用契約	入園	
		継続					支給認定 申請	支給認定証交付	利用契約	継続 入園	